

「第2回 ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会」議事要旨

平成28年12月15日(木) 15:00～16:00

於：投資信託協会

議事内容

1. アジア地域ファンドパスポート制度の概要について
2. サブワーキンググループの設置について

配布資料

- ・資料 1 アジア地域ファンドパスポートの可能性
- ・資料 2-1 サブワーキンググループ設置要領
- ・資料 2-2 サブワーキンググループメンバー一覧（案）
- ・資料 2-3 サブワーキンググループメンバー（案）
- ・資料 2-4 「ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会」アンケート結果（論点概要）

## 議事要旨

### 1. アジア地域ファンドパスポート制度の概要について（資料 1）

PwC あらた有限責任監査法人より、アジア地域ファンドパスポート制度の概要について、資料に沿って説明が行われた後、以下の質疑応答が行われた。

#### A 委員：

資産運用業強化委員会では、オーストラリアにおいては契約型がほとんどであったが海外向けに会社型の投資法人のようなものを活用し、ダブルスタンダードでやっっていこうとしているとの話があった。先程、海外で販売を行う場合には公募実績が必要との説明があったが、オーストラリアにおいては国内で販売するほとんどのファンドについて契約型で、海外に販売する一部のファンドについても会社型のものを作ってそれを国内で販売する意図があるという理解でよいか。

#### PwC あらた有限責任監査法人：

ご理解のとおりである。オーストラリアの投信協会の方から非公式に聞いた限りでは、「オーストラリアでは契約型のファンドが多いが、海外の投資家からは契約関係が分かりにくい仕組みになっている可能性もある。そのため、別途会社型のファンドを作れるような形で法律を制定する予定。」とのことであった。

そういった会社型のファンドを海外に販売する際には公募実績が必要であるが、公募実績のために必要な年数については記載がない。おそらく、オーストラリアで会社型のファンドを立ち上げそれをオーストラリアで公募すると同時にアジアでも公募していくという形になると考えている。

#### B 委員：

弊社の場合、厳選投資で、信用取引を行い、成功報酬を取っているファンドも取扱っている状況であるため ARFP から縁遠い存在であると認識しているが、やはり ARFP 用のファンドを作らなければ参入は難しいということか。

#### PwC あらた有限責任監査法人：

仰るとおりであり、ARFP の規格に沿って販売を行うのであればルールに従う必要があると考えている。UCITS 自体が信用取引やレバレッジをかけた商品を禁止しており、UCITS を意識して ARFP が出てきているため、その部分を弱めることはないものと考えている。

2. サブワーキンググループの設置について（資料 2）

事務局より、サブワーキンググループの設置について説明が行われた後、サブワーキンググループの設置及びメンバー案について了承が得られた。

以上